検 第 562 号 令和4年 9月28日

部内関係各課長(事業主管課長) 殿 部内各出先機関の長 殿

土木部長

# 茨城県土木部が発注する完全週休2日制促進工事の実施要領の改定について (通知)

このことについて、建設業界における完全週休2日制のさらなる促進を目的として、別紙のとおり改定し、<u>令和4年10月1日以降起工決議する工事から、予定価格3千万円以上の</u> <u>土木一式工事については、原則、発注者指定型を適用する</u>こととしたので通知します。

## 茨城県土木部が発注する完全週休2日制促進工事の実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、建設業界における担い手確保のための取組みの一環として、休暇の拡大を促進するにあたり、その効果や課題を把握するとともに、労働環境改善に対する意識向上を図るために実施する完全週休2日制促進工事(以下「週休2日促進工事」という。)の発注等をするため、必要な事項を定めるものである。

#### (用語の定義)

- 第2条 完全週休2日制とは、工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇及び夏季 休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日並びに日曜日を現場閉所日とすることをいう。
- 2 現場閉所日とは、予め定めた現場の休工日のことをいい、予定外の休工日は含めない。
- 3 現場とは、工事目的物を設置する現場のことをいい、工場製作としての現場は含めない。
- 4 休工日とは、通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等現場管理に必要な作業を除き、下請け企業等も含め終日一切の現場作業(現場事務所での事務作業を含む)を行わない日のことをいう。
- 5 経費補正等基準とは、完全週休2日制での施工を設計図書に位置付けて施工する場合に適用する積 算基準(各種経費の補正基準)のことをいう。

## (週休2日促進工事の対象)

- 第3条 現場作業を行う期間が1ヶ月以上と想定される工事は、原則すべてを週休2日促進工事の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。
  - (1) 緊急対応のための工事
  - (2) 工程や完成時期に制約のある工事
  - (3) 経費補正等基準が定められていない工事
  - (4) 事業等の性質上、完全週休2日制での施工に伴う工事費の増が認められない工事(災害復旧工事等)
  - (5) その他、週休2日促進工事に適さないと発注者が判断する工事

### (週休2日促進工事の発注方式)

- 第4条 週休2日促進工事は、次の各号のいずれかの方式により発注することとする。
  - (1) 発注者指定型
    - ・発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。
    - ・発注時の予定価格算定にあたっては、別に定める経費補正等基準により経費補正等を行うことと する。
  - (2)受注者希望型
    - ・発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。
    - ・完全週休2日制での施工については、契約後、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定することとする。
    - ・受発注者協議により完全週休2日制での施工が決定した場合は、別に定める経費補正等基準により、設計変更することとする。

- 2 前項の(1)、(2)の各方式の適用基準は、以下の各号による。
  - (1) 第3条に規定する対象工事のうち、予定価格3千万円以上の土木一式工事については、原則、発注者指定型を適用する。なお、予定価格3千万円以上の土木一式工事以外にあっても、発注者が必要と認める場合は、発注者指定型を適用できるものとする。
  - (2) 第3条に規定する対象工事のうち、発注者指定型以外の工事は、原則、受注者希望型を適用する。

### (実施工程の作成)

第5条 発注者指定型の週休2日促進工事受注者、受注者希望型の週休2日促進工事受注者のうち受発 注者協議により完全週休2日制での施工が決定した受注者(以下「受注者」という。)は、工事着手 までに、完全週休2日制で施工するための実施工程を立て、監督員と協議することとする。

### (工期の延長)

第6条 第5条に基づき実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、 受注者は、工事請負契約約款第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求す ることができる。

## (受注者の取組事項)

- 第7条 受注者は、完全週休2日制により工事を進めることとする。
- 2 受注者の都合により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。なお、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。
- 3 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得たうえで実施することとし、 別紙様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出することとする。
- 4 受注者は、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板に、 完全週休2日制で施工することを標示することとする。
- 5 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を 受けることとする(工事完成通知書の提出までに、全ての現場閉所実績について確認)。
  - (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
  - (2)下請企業等の労働者の場合は、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる 書類(作業日報等)

## (発注者の配慮)

- 第8条 発注者は、受注者が完全週休2日制による工事を円滑に実施できるよう、次の各号に配慮する こととする。
  - (1) 第5条で定める実施工程による工事実施を妨げるような指示等を行わないこと。
  - (2) 第6条で定める受注者からの工期の延長変更の請求に対して柔軟に対応すること。
  - (3) 受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。

#### (工事成績評定等)

- 第9条 週休2日促進工事を通じ実施された休暇拡大に向けた受注者の取組について、工事成績評定に おいて評価することとする。
- 2 週休2日促進工事のうち、発注者指定型の受注者が、設計図書に基づく完全週休2日制による施工

に取組む意思が見られない場合、契約条件違反として取り扱う。

3 週休2日促進工事のうち、受注者希望型の受注者が、受発注者協議により完全週休2日制で施工するとしたにも関わらず、完全週休2日制による施工に取組む意思が見られない場合、契約条件違反として取り扱う。

## (履行実績取組証の発行)

- 第10条 受注者が設計図書に基づき取組を実施し、現場閉所率75.0%以上で工事を完成させた場合、発注 者は、工事成績評定通知時に様式2により受注者に対し履行実績取組証を発行するものとする。
- 2 本庁発注工事(営繕課、住宅課所管を除く)においては、前号によらず、工事を担当(監督)した 土木(工事)事務所、工務所、港湾事務所、下水道事務所の長が発行するものとする。
- 3 現場閉所日確保率が75.0%未満となった場合、履行実績取組証は発行しないものとする。

# 附則

この要領は、令和元年6月17日から入札公告等をする工事から適用する。

## 附則

この要領は、令和元年12月9日以降に完成する工事から適用する。

#### 附則

この要領は、令和2年10月1日以降に起工決議する工事から適用する。

## 附則

この要領は、令和3年4月1日以降に起工決議する工事から適用する。

### 附則

この要領は、令和3年10月1日以降に起工決議する工事から適用する。

## 附則

この要領は、令和4年10月1日以降に起工決議する工事から適用する。